

文教公安常任委員会関係

議第172号

山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例等の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

第1条関係（山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等） 第3条 義務教育諸学校等の教育職員のうち、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）別表第4の教育職給料表（1）又は教育職給料表（2）（以下これらを「給料表」と総称する。）の適用を受け、その属する職務の級が給料表の特2級、2級又は1級である者には、その者の給料月額の下10分の4に相当する額の教職調整額を支給する。	（義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等） 第3条 義務教育諸学校等の教育職員のうち、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）別表第4の教育職給料表（1）又は教育職給料表（2）（以下これらを「給料表」と総称する。）の適用を受け、その属する職務の級が給料表の特2級、2級又は1級である者（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第3項において同じ。）を除く。）には、その者の給料月額の下10分の10に相当する額の教職調整額を支給する。
2 一略一	2 一略一
3 義務教育諸学校等の教育職員については、給与条例第15条及び第16条の規定は、適用しない。	3 義務教育諸学校等の教育職員（指導改善研修被認定者を除く。第6条第2項において同じ。）については、給与条例第15条及び第16条の規定は、適用しない。

第2条関係（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（義務教育等教員特別手当） 第13条の6 一略一 2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に <u>応じて</u> 、人事委員会規則で定める。	（義務教育等教員特別手当） 第13条の6 一略一 2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,600円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に <u>応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して</u> 、人事委員会規則で定める。
3 及び4 一略一 別表第4 教育職給料表 教育職給料表（1） 備考（1） 一略一 （2） この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの	3 及び4 一略一 別表第4 教育職給料表 教育職給料表（1） 備考（1） 一略一 （2） この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの

給料月額は、この表の額に<u>7,700円</u>をそれぞれ加算した額とする。 教育職給料表(2) 備考 (1) 一略一 (2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に<u>7,500円</u>をそれぞれ加算した額とする。 教育職給料表(3) 一略一	給料月額は、この表の額に<u>30,700円</u>をそれぞれ加算した額とする。 (3) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が4級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に<u>23,000円</u>をそれぞれ加算した額とする。 教育職給料表(2) 備考 (1) 一略一 (2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に<u>31,700円</u>をそれぞれ加算した額とする。 (3) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が4級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に<u>24,200円</u>をそれぞれ加算した額とする。 教育職給料表(3) 一略一
--	--

第3条関係 (山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

現 行	改 正 案
(特殊勤務手当の種類) 第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(25) 一略一 <u>(26) 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当</u> <u>(27)及び(28) 一略一</u> (特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当) 第15条 一略一 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる額とする。 (1) 一略一 (2) 前項第1号のロ及びハの業務 <u>7,500円</u> (3)及び(4) 一略一 <u>(多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当)</u> 第18条 <u>多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当は、小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員のうち人事委員会の定</u>	(特殊勤務手当の種類) 第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(25) 一略一 <u>(26)及び(27) 一略一</u> (特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当) 第15条 一略一 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる額とする。 (1) 一略一 (2) 前項第1号のロ及びハの業務 <u>8,000円</u> (3)及び(4) 一略一 第18条 削除

める教育職員が当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき次の各号に掲げる額とする。

(1) 3以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 350円

(2) 前号に掲げる学級以外の学級における授業又は指導 290円